

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

衆議院議長	参議院議長	各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
デジタル大臣		
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）		
デジタル田園都市国家構想担当大臣		

政府は、本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す労働環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととしている。

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。また、デジタル分野におけるジェンダーギャップを解消していくことは、我が国が直面しているデジタル人材不足を解消する上での大きな策の一つとなる可能性がある。今後、国際競争力を高め生産性を向上させる上でも、本プランの着実な遂行と実現が日本の発展において非常に重要である。

よって国におかれては、地方における女性デジタル人材育成を強力に推進するため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、女性デジタル人材の育成に向けて、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
2. テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
3. 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
4. テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制を早期に整備すること。
5. 女性デジタル人材育成プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。